

大洲市農業委員会定例総会議事録

[illegible]

事務局（局長）	只今から、令和7年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、18番 津國巳代子委員、26番 田中賢寿委員、28番 日野修次委員、32番 中本祐市委員より欠席の報告を受けています。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、17番 高岡利典委員と19番 池田雄一委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第53号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案書の1ページをご覧ください。 1番は、徳森字荒子の畑1筆297㎡について、譲受人が、新規で農業経営に取り組むため申請地を取得し、耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、栗や果樹等を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 2番は、新谷の田1筆1,050㎡について、譲受人が、新規で農業経営に取り組むため申請地を購入し、耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、露地野菜を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 3番は、長浜町櫛生の畑1筆156㎡について、譲受人が自宅付近の農地を購入し、新たに耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 4番は、河辺町山鳥坂の畑1筆265㎡について、譲受人が、新規で農業経営に取り組むため申請地を購入し、耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、露地野菜を栽培する計画です。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 5番は、河辺町横山の畑1筆と樹園地9筆の合計6,490㎡について、譲渡人の親族である譲受人に耕作管理を任せるため贈与することによる所有権移転です。 所有権移転後は、栗や果樹、季節野菜を栽培する計画です。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 以上、5件のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1 番。
6 番	1 番案件についてご説明いたします。 議案説明資料は、2 ページを参考にしてください。 1 番案件は、贈与による所有権移転です。 申請地は、大洲警察署から南東へ約 5 6 0 m のところある農地です。 先月 1 8 日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。 今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より、最近野菜が高騰していることもあり、家族で自家消費程度の野菜を栽培したい旨の新規営農計画書が提出されています。 農業に必要な農機具等の所有も問題なく、今後は農業経験のある夫とともに耕作管理を行うとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
1 9 番	2 番案件についてご説明します。 議案説明資料は 3 ページを参考にしてください。 2 番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、大洲記念病院から北へ約 3 6 0 m のところにある農地です。 先月 1 8 日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。 今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より、最近野菜が高騰していることもあり、実家が農家で農業の手伝い経験があるので、自家消費程度の野菜を栽培したい旨の新規営農計画書が提出されています。 農業に必要な農機具等については、実家の農機具を使用しながら必要に応じて購入するとのことで問題はなく、今後は、家族とともに耕作管理を行うとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	3 番。
事務局（専門員兼農地係長）	田中委員より報告書を預かっていますので、代読いたします。 それでは、3 番案件についてご説明いたします。 議案説明資料は、4 ページを参考にしてください。 3 番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、大洲市櫛生コミュニティセンターから南西へ約 1 1 0 m のところにある農地です。

議 長（会長）

36番

先月19日に、事務局職員と現地確認を行いました。

申請地は雑草が生えていますが、今後、譲受人が整地を行い、耕作管理をしていくとのことです。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より、農業経験があるので自家消費程度の野菜を栽培していきたい旨の新規営農計画書が提出されています。

譲受人は、申請地近くに居住しており、年間を通して農業に従事するとのことです。

今後の耕作状況を見守っていくこととします。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番。

4番案件についてご説明いたします。

議案説明資料は、5ページを参考にしてください。

4番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市役所河辺支所から北西へ約2.4kmのところにある農地です。

先月21日に、事務局職員と現地確認を行いました。

申請地が良好に管理されていることを確認しました。

今回、譲受人の実家兼職場の近隣にある申請地を購入するものです。

譲受人は菅田に居住していますが、申請地から徒歩5分程度のところに実家兼職場があります。

譲受人より、農業経験もあるので自家消費程度の野菜を栽培していきたい旨の新規営農計画書が提出されており、年間を通して農業に従事するとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

38番

5番。

5番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は、6ページを参考にしてください。

5番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、大洲市役所河辺支所から北へ約3kmの範囲にある農地です。

先月21日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲渡人である叔母は市外在住で高齢です。今回、譲受人が贈与により取得するものです。農地を取得するにあたり現況を引き継ぎつつ、栗や果樹、季節野菜を栽培していきたい旨の新規営農計画書が提出されています。

譲受人は松山市に居住していますが、年に180日以上は申請地で農業に従事しているとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。

	そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第54号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第54号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案書2ページ並びに議案説明資料7ページから11ページをあわせてご覧ください。 1番、新谷の土地1筆です。 申請者が農業用機械を購入し、保管するための農業用倉庫がなく、新たに農業用倉庫が必要となったため、転用するものであります。 申請地は、議案説明資料8ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北東に約7.3kmのところに位置する農用地区域内農地です。 一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料7ページをご確認ください。 なお、当該農用地につきましては、用途区分変更について今年の6月に12条公告が行われています。 以上1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
20番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の7ページから11ページをお開きください。 まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、着工したいとのことであり、特に問題ないものと考えます。 第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は農地で囲まれているものの転用の同意を得ており、また、農用地の用途区分の変

	更はされていることから、問題はないと考えます。 よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第55号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに議案説明資料12ページから16ページまでをあわせてご覧ください。 1番、徳森の土地2筆合計103㎡の案件は、譲受人の店舗へのお客が増え、既設の駐車場では足りないため、申請地を譲り受けて、来客者用露天駐車場及び自己駐車場にしようとするものです。農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.9kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。 したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。 なお、本申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて譲渡人、譲受人双方から始末書が提出され、反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。 以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
6 番	1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。申請地は、14ページの位置図のとおり大洲市立平小学校から北北西へ約300mに位置する農地になります。 まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に申請地は造成等されており、違反転用の状態です。

	また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、１５ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者は本件の譲渡人であり、特に問題ないものと思われます。 よって本件は、農地法第５条第２項の各号には該当しないため、また、既に工事が完了している違反転用に関しましては、譲渡人、譲受人双方より始末書が提出され反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第５６号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第５６号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書４ページ並びに議案説明資料１７ページから２６ページまでをあわせてご覧ください。 １番、森山字武陵、同字池谷、同字堂道及び同字赤藪の土地７筆合計３，３９８㎡の案件は、自然潰廃（２０年以上耕作放棄）し、または、転用（植林に限る：２０年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、申請者の亡義叔父が平成１５年頃から耕作条件が悪いため放置、又は同時期に杉を植林するなどにより山林化し、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 ２番、上須戒の土地６筆合計９，２０５㎡の案件は、転用（植林に限る：２０年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、亡父が平成３年頃に杉や桧を植林したことにより山林化して、農地への復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 以上、２件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 １番。
１５番	１番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の１７ページから２２ページを参考にしてください。 申請地は１８ページの位置見取図のとおり、大川コミュニティーセン

	ターを起点として約 1 km から 1. 1 km までの範囲に位置する農地になります。 8 月 22 日に、事務局担当者及び申請代理人と現地確認を行いました。 申請農地については、地籍調査が未了の地域のため、場所の特定が困難であったものの、該当地と思われる箇所及び周辺の状況で判断しました。 申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況や土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄又は植林から 20 年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
2 3 番	2 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の 23 ページから 26 ページを参考にしてください。 申請地は 24 ページの位置見取図のとおり、上須戒コミュニティセンターを起点として、1. 2 km から 1. 6 km までの範囲に位置する農地になります。 8 月 20 日に、事務局担当者と現地確認を行いました。 申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも植林から 20 年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第 57 号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第 57 号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。 議案書 5 ページ並びに議案説明資料 27 ページから 30 ページまでをあわせてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外 1 件でございます。 1 番、田処の土地 1 筆 442 m²の案件は、申出地は山間部に位置し、

	傾斜のある大変不便な農地であり、また、申出者は高齢で県外に居住しており、農地として利用する受託者も見受けられない状況で、今後は山林として管理するため除外の申出があったものです。申出地は、農用地区域の端にあたり、他の農地にも影響はなく、隣接農地は申出人名義であることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。 以上、除外1件1筆計442㎡となっています。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1 番。
1 7 番	1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の27ページから30ページをご覧ください。 まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。 次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は高齢で後継者もなく、耕作管理が困難で、他に受託者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われます。 また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林や申出人所有農地に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから問題ないと考えます。 よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに決定いたします。 次に、議案第58号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

議案第５８号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」
ご説明いたします。

議案書６ページをご覧ください。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９
条第３項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用
集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を
決定するものです。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記
載のとおりです。

今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が１９件・２０筆、
利用権設定２７，６３６㎡、使用貸借の件・筆数が１件・２筆、利用権
設定８９０㎡で、議案書１０ページに記載のとおり、合計利用権設定の
件・筆数が２０件・２２筆、利用権設定の総面積は２８，５２６㎡です。

問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えて
います。

議案についての説明は以上です。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。

委 員

（意見なし）

議 長（会長）

特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして
決定することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答
申することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了い
たしましたので議事を閉じることいたします。